

1 ワッハ上方のあり方について

問 1

わが党の代表質問において、ワッハ上方のあり方について質問したところであるが、この委員会においても、引き続き聞く。

ワッハ上方は、難波千日前に吉本興業株式会社が建設したビルの4階から7階を、平成8年10月から平成23年3月までの約15年間、大阪府が賃借して設置している。

ワッハ上方は、今年で開館後7年になるが、これまでに投下してきた運営費の額を、賃貸借料とそれ以外の経費に分けて説明されたい。

また、ワッハ上方を今後も継続すれば、契約期間満了までに、いくら運営費が必要となるのか、賃貸借料とそれ以外の経費に分けて説明されたい。

さらに、吉本興業との契約を中途解約するとすれば、一体どのような問題があり、それに要する経費はどの程度必要となるのか。

答 1

ワッハ上方の開設は、平成8年11月であるが、施設は、開設準備の必要から、平成8年10月から借り上げており、平成8年10月から平成14年度までの6年半に支払ったワッハ上方の賃貸借料は、20億9,957万円強である。

また、平成15年度から平成22年度までの今後8年間に支払う必要があると見込まれる賃貸借料は、年間の賃貸借料が平成14年度の2億9,874万円のままであるとすれば、23億8,992万円強となる。

その結果、平成8年度から平成22年度までの14年6月の借り上げに必要な賃貸借料の総額は、44億8,949万円強になると見込まれる。

賃貸借料以外の運営費については、平成8年度当初から、ワッハ上方の開設準備も含め、施設の管理運営を、大阪府立文化情報センターなどの他の公の施設の管理運営を受託していた財団法人大阪府文化振興財団に委託していたことから、平成8年度にあっては、ワッハ上方の運営に、直接要した運営費だけを抜き出すのは困難である。

また、平成14年度からは、府が直接、運営することにしたため、それまでの運営費と平成14年度以降の運営費を単純に比較することは難しいが、

平成13年度までの算出方法に準拠して、平成14年度以降の運営費を算出すると、

平成9年度から平成14年度までの6年間に要したワッハ上方の運営費は、

14億5,649万円強であり、平成15年度から平成22年度までの今後8年間に必要と見込まれる運営費は、年間の運営費が平成14年度の1億8,956万円のままであるとすれば、15億1,648万円強となる。

その結果、平成9年度から平成22年度までの14年間の運営費の総額は、

29億7,297万円強になると見込まれ、賃貸借料を併せた総額は、

74億6,246万円強になると見込まれる。

賃貸借料及び運営費については、今後、更なる縮減に積極的に取り組むことから、後年度における府の負担額は流動的である。

契約の中途解約における問題については、契約書には、契約当事者のいずれかが、都合により中途解約を行う場合、解約の予告を6月前までに行わなければならないこと、解約によって生じた相手方の損害を賠償する責務を負うこと、を定めている。

なお、現時点では、損害がどのように発生するか不明であるため、解約によって生じる相手方の損害額を導き出すのは、困難である。

問2

これまでに府が、ワッハ上方に投下してきた費用等の説明があった。

今の説明によると、ワッハ上方の運営には、毎年約5億円が投入され、そのうち約3億円が賃貸借料ということである。

文化は、人の心にゆとりと潤いをもたらし、街に賑わいを生み出し、都市を活性化させる力を持つ。人の営みそのものが文化であり、文化を持たない社会はない。

文化を守り、育てる文化施策は、いつの世にあっても必要であり、これをおろそかにすることは、社会の発展を阻害することともなる。

しかし一方で、文化は、社会経済情勢の変化の波に翻弄されてきたことも事実である。

社会、特に経済が成長しているときには、文化に対する投資も大きくなるが、経済が縮小傾向に向かうと、文化に対する投資も少なくなる。

このことを必ずしも是認するわけではないが、人の営みそのものが文化である以上、我々としては、ある程度甘受しなければならないのではないか。

そこで、危機的な財政状況にある大阪府の文化施策に目を向ける。

広範多岐にわたる文化施策中で、その中枢を担う文化課が所管する予算は、現在、年間約21億円である。

先ほどの説明では、府が上方演芸の保存と振興の拠点としているワッハ上方には、文化課所管予算のうちの約4分の1が毎年投入されていることになる。

上方演芸も、大阪の特色ある文化ではあるが、この限られた文化の保存と振興に、これほどの資金を投入し続けることを今一度考え直す必要がある、と考えるのは私だけではないだろう。

経済が縮小傾向にあるときや停滞しているときには、その状況に応じ、文化施策にも、はっきりとメリハリをつけ、限られた財源を有効に活用した施策を展開することが行政の責務であると考え、如何。

答2

大阪府立上方演芸資料館 - ワッハ上方は、上方演芸保存振興検討委員会の提言を受け、上方演芸ゆかりの地に、大阪の特色ある上方演芸を継承し、次代に引き継ぐ施設として設置したものであり、上方演芸の保存と振興には不可欠な施設であると認識している。

ワッハ上方の運営費については、委員指摘のとおり、毎年約5億円であり、その約6割にあたる3億円は賃貸借料が占めている。

ワッハ上方については、施設の設置を検討していた平成6年当時、難波千日前近辺に府が直接用地を買収し、施設を建設する手法も視野に入れながら検討を進めたが、府の財政状況から、単年度における府の支出が最も少なく、施策効果が最も大きいと判断できる、賃貸借による施設の設置を選択したものである。

ワッハ上方の賃借料については、国の関係団体や民間の調査機関による市場調査を見る限り、市場価格相当の水準にある。

限られた財源を有効に活用した施策展開が必要なことは、委員指摘のとおりであり、ワッハ上方の運営にも常に心がけている。

問3

先ほど、吉本興業との賃貸借契約を中途解約する場合の問題点とそれに要する経費について説明があったが、わが党が独自に調査したところでは、通常、建物の賃貸借契約における中途解約にあつては、1年分相当の賃貸借料を違約金として貸主に支払い、借主が建物に自ら手を加えた部分の原状回復を行えば、契約の中途解約は成立するはず。

ワッハ上方にあつては、5階のホールが、府の要請に応じた特別仕様であり、建設費用に約8億円を要したと聞いていることから、この部分の残存資産価格を加算して吉本興業に支払えばよく、金額にして、多く見積もっても、約10億円もあれば足りる。

廃止ということならばこれ以上の費用は不要。展示機能に特化した上で、府の遊休施設に移転するとすれば、この改修費用に数億円が必要としても、現在の機能を有したまま、契約期間満了まで継続して運営するのに必要な額約2.3億円と比べれば、今、中途解約するほうが、トータルの府の負担額は結果として少なくすむ。

単年度の支出額にとらわれず、府の総支出額が少しでも少なく抑えられる方法を選択することが、今の大阪府にとっては重要である。

府は、今後、老人福祉施策の見直しに着手しようとしている。

社会的な弱者にまで大きな痛みを耐えてもらおうとする以上、少しでも待つことができる施策や削減できる経費があれば、大胆に決断し、凍結や経費削減を断行すべき。

府も、社会経済情勢や府の財政状況が好転するまでの間、例えば5年から10年間程度、ワッハ上方の運営を休止する、又は縮小・移転する、若しくは廃止するといった、決断はできないのか。

答3

大阪府立上方演芸資料館 - ワッハ上方は、大阪の特色ある上方演芸が時代の変遷につれて風化することのないよう、上方演芸に関する資料等を調査、収集、整理、保存して、後世に引き継ぐとともに、時代にふさわしい新しい芸術を創造し、大阪文化のより一層の振興、発展を図るため、上方演芸ゆかりの地、難波千日前に設置したものである。

ワッハ上方の運営経費については、その縮減を図ってきており、特に賃貸借料については、入居するビルの貸主と精力的に交渉を行い、開設当初と比較して、

4千万円強の縮減を図ったところであり、現在も積極的に交渉を継続している。

賃貸借料を除く運営経費についてもその縮減に努め、開設当初と比較して、8,929万円強の縮減を図ったところである。

また、今年度、上方演芸の振興の場としての設置の趣旨を活かしつつ、多くの府民に、上方演芸以外にも幅広く利用していただきやすくすること等を主眼に、大阪府立上方演芸資料館条例の改正を行い、ホール等の利用日数や展示室入場者数の向上にも取り組んでいる。

こうしたことから、今年度、ホールについては、開館日数に占めるホールの利用日数で見ると利用率

では70.1%、展示室入場者数については、約6万人となる見込みである。

上方演芸は、庶民の生き生きとしたエネルギーの中で育まれてきたものであり、その時々在世相や風俗を巧みに織り込みながら、社会情勢の変化とともに変遷してきた庶民文化の代表とも言えるものである。

この上方演芸の保存と振興の拠点であるワッハ上方については、今後とも、更なる収支改善を図り、より効率的な運営に努めつつ、さらに多くの府民に親しまれる施設となるよう努力していく。

ワッハ上方のあり方については、来年度、大阪府行財政計画（案）が全庁的に改定される中で検討していきたい。